

飛行機自身の動力にて水上より發進し、外部より何等の始動力及び加速力を與へぬこと。

降着地點の地形状態には制限なし。

尚、降着装置は全備重量に於て、五分間以上の浮泛試験に耐へ得ること。この場合、静止状態にて浮舟の全面が水面より没したるものは、資格なきものとす。

三、滑 空 機

イ、手より出發する場合

競技者は平地上に立つこと。

ロ、ゴム索を應用して出發する場合は、ゴム索の自由長三米を最大限度とす。

ハ、駆走して曳航し出發する場合、不伸張曳索の長さは一〇〇米を最大限度とし、

競技者は七五米以上駆走をなさざること。而して競技者の停止位置を以て出發點となす。

但し、不伸張曳索の一部に、一五〇糎以下の任意の材料による緩衝装置を附すことを得。

五、競技用模型航空機の記録測定に關する規則

一、滯空時間の記録測定に關して

イ、動力附の場合は手より離れたる瞬間(内燃機關附のものにありては、方向保持のため、手を觸れたるものはこの限りにあらず)より、滑空機の場合は手または發條索、または曳航索より離れたる瞬間より時間を計るものとす。

ロ、飛行終了は地面、水面或は障礙物に接したる瞬間とす。

但し、空中に於て障礙に接したるも、地面または水面に接することなく飛行を繼續する場合に限り、飛行時間の測定も亦繼續するものとす。

ニ、審判員の視界より消え去りし場合は、その瞬間を以て飛行終了と認む。



ニ、審判員は、定められたる位置を移動することを得ず（内燃機關附の場合はこの限りにあらず）。

但し、眼鏡を使用することを得。

ホ、審判員は、飛行時間測定のため、五分の一秒まで明示する時計を使用するものとす。

ヘ、公認記録の更新は、前記録より最小限一〇秒以上勝ることを要す。

二、距離記録測定に關して

イ、出發地點より、降着地點までの直線距離の實測を以て、飛行距離と認む。

ロ、距離は、實測或は縮尺五萬分の一、またはより細密なる地圖により測定するものとす。

ハ、公認記録の更新は、前記録よりも最小限二パーセント以上勝ることを要す。

ニ、競技場以外に飛行せしむるものは、所命方向より左右三五度以上偏したるもの

は、失格しつかくとすることを得。

三、高度記録の測定に關して

イ、審判員の指定してい、または承認しんどうじんせる模型航空機用自記高度計じきかうさけいの指示しじにより、判定はんていするものとす。

ロ、公認記録の更新は、前記録よりも最小限二パーセント以上勝ることを要す。

四、速度記録の測定に關して

イ、ゴム動力附の場合には直線コース五〇米地域ちんき、内燃機關動力附の場合には直線コース一〇〇米地域に於て秒/米にて測定するものとす。

ロ、記録は、この二指定線上通過つうくわの測定により、往復一回に互わたる飛行の平均速度へいきんを以て定むるものとす。

ハ、二回の飛行は、三〇分以内いんないに行ふものとす。

ニ、公認記録の更新は、前記録よりも一秒に付三米以上勝ることを要す。

六、附 記

一、競技種目、競技方法等に對する細部は、競技會の開會前に豫め決定するものとす。

二、記録保持者は競技參加者にして、且參加機の製作者に限り、名義人は許さず。

三、競技場の地形は飛行場に準じ、地面の高低少き地域に於て行ふものとす。

四、競技參加者に對し、參加機の設計資料に用ひたる三面圖、または模型機の諸元を審判員に提出せしむることあり。

五、I級・J級・K級參加機の燃料搭載量は、審判員の指定により決定することあり。

六、本規定に基づく日本公認記録は、大日本飛行協會主催の、模型航空機記録競技大會に於て決定するを本則とす。



七、競技中疑義ぎぎを生じたる場合の最後の判定さいごてきは、同競技の審判長これを下す。

本規定は、大日本飛行協會に於て必要と認めたる場合は、補正ほせいまたは追加ついかすることを得。

(以上)

